

平成18年4月 1日 制定
平成27年4月 1日 一部改正
令和8年4月 1日 最終改正

農政水産部公共事業事前評価実施基準

1 目的

この基準は、農政水産部が宮崎県公共事業事前評価実施要綱（平成18年4月1日定め）により行う公共事業の事前評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 事前評価の対象事業（実施要綱第2条関連）

事前評価の対象事業は、農政水産部が事業主体となる公共事業で、災害復旧事業など緊急を要する事業、維持管理事業を除くすべての事業で、全体事業費10億円以上のものとする。

3 事前評価の評価手法（実施要綱第5条関係）

(1) 事業区分

事前評価に際しての事業区分は、次のとおりとする。

- ア かんがい排水事業
- イ 畑地帯総合整備事業
- ウ 経営体育成基盤整備事業（一般型、農地集約化型、農業法人型）
- エ 経営体育成基盤整備事業（耕作放棄地型）
- オ 農道整備事業（基幹農道）
- カ 農道整備事業（農道網）
- キ 農地保全整備事業
- ク 農村災害対策整備事業
- ケ ため池等整備事業（一般）
- コ ため池等整備事業（用排水施設整備）
- サ ため池等整備事業（河川応急）
- シ 湛水防除事業
- ス 中山間地域総合整備事業
- セ 地域用水環境整備事業
- ソ 基幹水利施設ストックマネジメント事業
- タ 漁場整備事業
- チ 漁港整備事業
- ツ 漁港海岸事業
- テ 漁港環境整備事業（緑地）

(2) 評価の方法

事業の重要度及び事業効率に関して評価を行う。

事業の重要度に関する評価については、評価の視点及び評価項目を設定した上で、個々の事業種別ごとに事業の性格などの違いを考慮して項目ごとに必要な審査項目、判断基準を設定して、事業箇所ごとに点数化することにより事業箇所の

整備優先度を数値的に判断する。

事業効率に関する評価は費用対効果（B／C）による評価とする。但し、費用対効果の算出方法が確立していない事業については、事業効率に関する評価は行わないものとする。

なお、新規事業箇所としての最終的な決定は、上記の評価結果及び予算上の制約に関する総合的な検討を行った上で判断することとする。

(3) 事業の重要度に関する評価

ア 評価の目的

費用対効果では捉えられない事業の必要性、事業が生み出す多様な効果・影響について評価を行う。

影響の結果を点数化することにより、事業箇所の整備優先度を判定する。

イ 評価の視点

評価の視点は、「成立性」、「必要性・有効性」及び「実効性」の3つの視点から構成する。

(7) 成立性

成立性に関する評価については、「上位計画との関連性に関する事項」及び「他事業との関連性に関する事項」の2つの評価事項について行うこととするが、「上位計画との関連性に関する事項」については、全事業共通の審査項目として「県の長期計画への位置づけ」を設定する。

また、「他事業の関連性に関する事項」については、「関係機関との協議」を設定する。ただし、農業農村整備事業（以下「NN事業」という。）を対象とする。

(イ) 必要性・有効性

必要性・有効性に関する評価については、「事業による効果に関する事項」、「施設の維持管理体制に関する事項」（NN事業のみ。）及び「環境への影響に関する事項」の3つの評価事項について評価を行う。

なお、「環境への影響に関する事項」については、全事業共通の審査項目として、「環境との調和への配慮に関する事項」を設定する。

(ウ) 実行性

実行性は、事業を採択する場合に必要となる手続き等が行われているか、事業を計画どおりに円滑に進める環境にあるかどうかを評価するもので、「地元の合意形成に関する事項」の評価項目について評価を行う。

【評価の視点及びそれぞれの視点における評価項目】

評価の視点	農政水産部の評価項目事項
成立性	上位計画との関連性に関する事項
	他事業との関連性に関する事項
必要性・有効性	事業による効果に関する事項
	施設の維持管理体制に関する事項
	環境への影響に関する事項
実行性	地元の合意形成に関する事項

ウ 評価の点数化

評価結果の客観性、透明性を図る観点から評価結果について点数化を行う。

なお、重要度に関する評価における評価の視点ごとの配点ウェイトは、漁港海岸事業を除く全事業で統一しており、次のように設定する。

評点の視点	配点
成立性	10点
必要性・有効性	70点
実行性	20点
合計	100点

※ 漁港海岸事業については、国土保全の立場から評価の統一が求められるため、視点ごとの配点を県土整備部と同一（「成立性」20点、「必要性・有効性」70点、「実行性」10点）としている。

エ 整備優先度の判定

重要度に関する評価から得られた評価結果（総合点）に応じて、重要度ランク及び箇所整備方針を設定する。

総合点	重要度ランク	箇所整備方針
80点以上	重要度Ⅰ	優先的に整備を実施する箇所
79～60点	重要度Ⅱ	計画的に整備を実施する箇所
60点未満	重要度Ⅲ	整備手法を再検討する

(4) 事業効率に関する評価

事業効率に関する事項は、当該事業の費用（初期投資、維持管理費）と受益者（利用者等）側の便益（効果を貨幣換算したもの）との比、すなわち費用対効果（ B/C ）により評価する。ただし、費用対効果の算出方法が確立していない事業等については、事業効果に関する評価は行わない。

なお、新規事業地区として実施する場合の判断基準は、原則として事業効果が事業投資以上（ $B/C \geq 1.0$ ）ものとする。

【事業効率に関する評価】

評価の視点	判断基準
費用対効果（ B/C ）	原則 $B/C \geq 1.0$

(5) 総合評価

新規事業として事業実施可能な箇所は、事業の重要度に関する評価の結果が重要度ランクⅠ又はⅡで、事業効率による評価の結果が $B/C \geq 1.0$ の箇所を原則とする。

このうち、予算上の制約（当該年度予算、事業全体に係る予算配分等）を検討した上で、最終的に新規事業要望（着手）箇所を決定する。

事前評価システムの体系

事業の評価

事前評価シート様式第1号、様式第2号

1 事業の重要度に関する評価

成立性

- ・上位計画との関連性に関する事項
- ・他事業との関連性に関する事項

必要性・有効性

- ・事業による効果に関する事項
- ・施設の維持管理に関する事項
- ・環境への配慮に関する事項

実効性

- ・地元合意形成に関する事項

事業の整備優先度の判定

総合点	重要度ランク	箇所整備方針
80点以上	I	優先的に整備を実施する箇所
79～60点	II	計画的に整備を実施するか書
60点未満	III	整備手法を再検討する箇所

2 事業効率に関する評価

費用対効果(B/C)による評価

原則として、事業実施可能な箇所は $B/C \geq 1.0$ の箇所を原則とする

要望箇所及び実施決定箇所の決定

整備優先度判定結果

事業効率判定結果

予算上の制約

要望箇所及び実施箇所の決定

附 則

この要綱は、平成18年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年5月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年3月27日から施行する。

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 8 年4月 1日から施行する。